公 知 事 権 限 に 属する事務処 理 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る条 例 \mathcal{O} __ 部 を改 正 す ,る条例 をここ

和二年十二月二十二日

布

する

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

埼 玉 一県条例 第 四 + 八 号

第 第六十 知事の権限に 知事の - 号) 権限に属する事務処理 一部を次 属する事務処 \mathcal{O} よう E 理 $\overline{\mathcal{O}}$ 改正する 特例 \mathcal{O} 特例 に に関する条例 関 する 条例 \mathcal{O} 伞 部を改 成 十 正 一年埼玉県 立する条 条例

+条の二の二第 別表第二十三項第二号事 項第二号及び 務 \mathcal{O} 第三項ただし 欄 1中 「第五 書」 +九 を 加 条の二第 える。 ___ 項」 \mathcal{O} 下 に \neg 第六

二項ただし書」を 項」に改め、 を「第三十四条第七 「第七十九条第六 別表第二十七項第一号事務 46 中 「第七十九条第二項ただし書」を「第七十九条第三項」に 同欄 項」を「第七十九条第七項」に改め、 45 中 「第三十四条第三項」に改め、 項」に改める。 「第七十七条第六項」 \mathcal{O} 欄 44 中 「第七十七条第二項」 を「第七十七条第七 同 欄 52 同欄 中 「第三十四条第六項」 51 中 を 「第七十七 改め、 項」 「第三十四条第 に改 同 条第三 め、 欄 49 中 同

8 条第二項」 る。 別表第六十項第二号事務 別表第三十項事務の欄 に改 \Diamond 同欄 5 中 15 \mathcal{O} 中 欄 「第八条第三項」 「第八十一条第四 14 中 「第八十一条第一項ただし書」を「第八十一 を 「 第 項_ を 八条第二項」 「第八十 一条第五項」 に 改 \Diamond に改

に 改 別 らめる。 表第 七 +六 項 第 _ 号 事 務 \mathcal{O} 欄 24 中 第十三条第十 号」を「第十三条第十 号

に \emptyset 加える。 別表第九十二項事 同 欄中 39 を 40 とし 務 \mathcal{O} 29 28 か 中 5 「第百六十三条」 38 までを 30 から 39までとし を 「第百六十三条第 28 \mathcal{O} 次 に 項」 次 0 よう に 改

29 法第百六十三条第二項 \hat{o} 規定に よる協力 \mathcal{O} 要請

する。 知 事 \mathcal{O} 権 限 に 属する事務 処 理 \mathcal{O} 特 例 に 関 する条 例 \mathcal{O} __ 部 を 次 \mathcal{O} よう に 改正

别 別表第三十 表第五 七項 項 第 第一 -- 号市 号市 町 村 町 村 \mathcal{O} 欄 \mathcal{O} を 欄 次 中 \mathcal{O} 「吉見 よう 町 に 改 8 \mathcal{O} る 下 に 宮 代 町 \sqsubseteq を 加 える

町

别 表第 表 第 五. Ŧī. ++項 _ 項 第 第二 号 __ 号市 市 町 町 村 村 \mathcal{O} \mathcal{O} 中 及 鳩 び 同 Ш 項第二号市 町 \mathcal{O} 下 に 町 村 \mathcal{O} 東 秩 欄 中 父 村 加 須市 を 加 え \mathcal{O} 下

に「、本庄市」を加える。

六及び 条 八条 び第二 の 三 十 項第 に第 一項 項」 七第 別表 2 \mathcal{O} 第 の 二 「第 + \mathcal{O} + \mathcal{O} \mathcal{O} 八 <u>二</u>十 号 第六 第十 五. 項」 +条 +六第二項」 「第 第 項及 条 \mathcal{O} 条 1 __ 二十六 の三十 + 八条 + の 二 十 八条 + 町 一項及 並 に 中 条 宮 びに 第十 び第二 村 改 \mathcal{O} 代 八 第十 三十 条 の二十 項第 町 項 八 \Diamond \mathcal{O} \mathcal{O} 並 第 に、 第 条 改 び 第 九 \mathcal{O} 十 八条の三十 十六並 第二項」 項、 九 \mathcal{O} 8 +第 を 中 _ 同 八 _ びに第十 __ __ 項」に 八条 欄 条 · 四 第 号 第 削 「熊谷 _ 第十八 市 を 七 2 \mathcal{O} 項 _ る 同 項」 項第 中 第 び 務 町 \mathcal{O} _ 第十 八 二 十 一 項並 改 市 村 に を 「第十 五. を _ 八 \mathcal{O} -- 条 を「第・ 六号 第一 項 第十 並 \mathcal{O} 第 条の二十 め、同欄 条の二十八第一項、 欄 第十 \mathcal{O} 八条 及 び \mathcal{O} 欄 びに第十 1 中 十五 下に -八条の 項及 に第十 中 び 事 八 +第二 \mathcal{O} 務 条 に 八 八 「吉見町」 第 第一 + 改 2 \mathcal{O} 条 び 条 九第二項」 \mathcal{O} 八 一項」に 八及 十六並 中「第十 め、 第二 条の三十六第一項」 欄 + \mathcal{O} の三十四第一項」 八条の三十四第二項」 八条の二十五第 項及び第二項、 九 + Ш 八条の三十一 1 び第十 中 七第 項」 同 \Box 改め を「第 市 び \mathcal{O} 項第三号事 第十 を 八条の十六、 一項及 第十八条の二十九第一項並 下 に を 第十八 を 12 八 「第十 「第十八条の十 加 同欄 八条 +条 の 二 十 び第二 え、 第二項」 八 一項」を「第十 宮代 条 条 務 に \mathcal{O} 2 に 改 中 + 0 条 改 同 \mathcal{O} \mathcal{O} 第十八条 八条の二十三第 に改め 項」 項第 +町 _ 五第 +欄 \mathcal{O} \Diamond を「第 九 \sqsubseteq 第 八 8 1 八、 に 並 に 中 七第 同項 八 を ___ 号 改 を 改 八 項 び 加 同 「第十 の 十 (第二号 及 「第十 同 市 え \Diamond に め _ 項 \mathcal{O} び 第 4 九 第 +同 及 条 同 3 てド

九 項 第 号事 \mathcal{O} 中 3 を 4 と L \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} ょ う に 加 え る

3 法第五条第四項ただし書の規定による通知

戸 市 表 第 七 + 加 え 九 項 第二号 同 号 を 同 を 項 削 第二号 り 同 項第三 لح 一号市 同 号 町 \mathcal{O} 次 村 に \mathcal{O} 次 \mathcal{O} 中 ___ 蓮 号 を 田 加 市 え る \mathcal{O} 下

る 第五 同 法 に基 意 項 づ < お 事 11 て 務 準 \mathcal{O} 甪 う 5 す る場合を含む。) 法第十二条の Ŧī. \mathcal{O} 第四 規定に 項(同 ょ

嵐 吉 秩 見 Щ 父 町 き 町 町、 市 が 東 町 秩 皆 わ 滑 小 野 町 父 山 Ш Ш 鹿 村 町 町 町 町 野

寄居町

别 別 别 表第百 表 表 表第 第 に 九 次 + 十三項第九 \mathcal{O} 七 九 項を加 項第四 項第三号市 号市町 える 号市 町 町 村 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 中 中 中 「熊 「鶴ケ島市 久喜市」 **灬谷市**」 Ċ. \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 下 下 下に、、 に 坂戸市」 Ш 日高市」 口市 を加える。 を加える。 を加える。

	117											
並びに立入検査及び質問	7 条例第十三条第一項の規定による報告の徴収	6 条例第十二条第三項の規定による命令	5 条例第十二条第二項の規定による公表	4 条例第十二条第一項の規定による勧告	3 条例第十一条の規定による指導及び助言	2 条例第九条第二項の規定による報告の受理	1 条例第九条第一項の規定による届出の受理	に掲げるもの	び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次	十七号。以下この項において「条例」という。)及	埼玉県受動喫煙防止条例(令和二年埼玉県条例第	
									市、越谷市	川越市、川口	さいたま市、	

第三条 する。 知 事 \mathcal{O} 権 限 に属する事 · 務 処 理 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る条 例 \mathcal{O} __ 部 を次 \mathcal{O} よう に改正

に 改める。 別表第二十 _ 項第一 号市 町 村 \mathcal{O} 欄 中 戸 田 市 \sqsubseteq を Ш 越 市 戸 田 市 Ш 島 町

附則

- は、 この 当該各号に定め 条例は、 令和三年四 る日 カュ 5 月 施 _ 行 日 でする。 か ら施 行 する。 ただ 次 \mathcal{O} 各号 に 掲 げ る 定
- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第三条の規定 令和三年六月一日
- 施行 \mathcal{O} 際改正後の別表の事務の 0 行 効力を有するも この条例(前 (以下「法令等」という。) の規定に 規定により 為 掲げる市 以後に 又は 当該 お 頭各号に 市 け 町 知事に対してされた申請 の又は 村 町 る法令等の適用に 村 \mathcal{O} の長に 長 が この条例 欄に掲げる事務に係るそ 掲げる規定に 管 理 対 してされ 、 及 の施行 9 び執 V より 9 ては、 そ V た申請その \mathcal{O} 行 \mathcal{O} 日 知事がした処分その他の行為で現に て 他の (以下 することとなる事務に係るも は、 当該市町村 当該規定。以下同じ。 行為で、 れぞれの法令、 他 「施行日」とい の行 の長の 為とみなす。 施行日に同表 条例若 した処分その う。) 前に <u></u>の \mathcal{O} 市 は、 町村 法令 は 行 そ 規